平成２５年（フ）第２３７号
大阪市此花区西九条３丁目６番15号　中島アパート１Ｆ、前住所大阪市此花区伝法５丁目１番18号日新製鋼伝法寮310
債務者　竹下　　匠
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６９号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目５番３号
債務者　古田　一男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５１号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目８番34号
債務者　長崎　　泉
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７８号
大阪府吹田市岸部南１丁目11―12　レガーロハイム伍番館301、住民票上の住所大阪市住之江区南港中２丁目５番21―703号
債務者　川口起世子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０８号
大阪府交野市私市８丁目１番７号
債務者　森　　裕美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４９号
大阪府吹田市長野西６番13号
債務者　生駒　真一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８４号
大阪府守口市東郷通２丁目14番20―403号
債務者　宮川タイルこと　宮川　城児
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８２号
大阪市旭区高殿２丁目３番20号　エムロード高殿202
債務者　小谷　善和
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６５号
大阪府枚方市香里園町20番17号
債務者　浅野恵美子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０７号
大阪府吹田市朝日町20番11号
債務者　山口　　茜
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２３号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番24―306号、前住所大阪府八尾市栄町１丁目１番３―406号
債務者　前中　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０９号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目17番１―401号
債務者　多田　正勝
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４８号
大阪府枚方市須山町64番16―14号
債務者　前田千恵子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６１号
大阪市平野区平野北１丁目５番16―307号
債務者　長尾春柄こと　張　　春柄
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４号
盛岡市中野２丁目15番10号　レベン１―204号
債務者　上野かおり
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１１６号
盛岡市黒石野３丁目19番29号　ロイヤルファミールＣ―102号
債務者　柴田定次郎
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１１７号
盛岡市黒石野３丁目19番29号　ロイヤルファミールＣ―102号
債務者　柴田　アサ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで盛岡地方裁判所第２民事部